#### 目次

 $\bigcirc$ 

出入国管理及び難民認定法施行令(平成十年政令第百七十八号)

: 21

22

 $\bigcirc$ 

$\bigcirc$	$\bigcirc$
○ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号)	○ 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)【第一条関係】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<u> </u>	•
第二条	•
【第二条関係】	•
•	•
•	•
•	•
• 18	· 1
	_

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)【第三条関係】・・

号に掲げる届出を除く。)、法第三十条の四十六の規定による届出及一 法第二十二条の規定による届出(以下「転入届」という。)(第三げる届出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)	第四章 届出	B/C   2   2   2   2   2   2   2   2   2	改正案
て「転入届」という。)(第三号に掲げる届出を除く。)、法第三十一 法第二十二条の規定による届出(以下この章及び第四章の三においげる届出の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。(国民健康保険の被保険者である者に係る付記事項)	第四章 届出	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	現

。) 次に掲げる事項 び法第三十条の四十七の規定による届出(第四号に掲げる届出を除く

イ~ハ(略

二 法第二十三条の規定による届出(以下この章及び第三十条の十九に出場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者省議会において「世帯変更届」という。)、転出届及び法第二十五条の規定によるによるには、その旨並びに国民健康保険の被保険者によるには、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び第三十五条の規定によるには、次条第二十三条の規定による届出(以下この章及び第三十条の十九に

二•四 (略)

出(第四号に掲げる届出を除く。) 次に掲げる事項条の四十六の規定による届出及び法第三十条の四十七の規定による届

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した旨

#### 口職業

の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証(国民健康保険の被保険者証の資格を取得している者がある場合には、その世帯主に国民健康保険の被保険者証の条及び第三十条において同じ。) 又は国民健康保険の被保険者証(国民健康保険の被保険者証(国民健康保険の被保険者証(国民健康保険がで付されているときは、その記号及び番号、その世帯の世帯主に国民が交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証が交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証が交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証が交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者にある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者の記号及び番号

二 法第二十三条の規定による届出(以下この章及び第三十条の二十九二 法第二十三条の規定による届出(以下三条の規定による届出(次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届いる場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証明書のいずれかが交付されている場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険でいる場合には、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険では、その記号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届においる場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証及び法第二十五条の規定による届出(以下この章及び第三十条の二十九二

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

第三十条の二〜第三十条の十二(略)

第五章

本人確認情報の処理及び利用等

(削除)

第六章 氏に変更があつた者に関する特例

破保険者証の記号及び番号でいずれもが交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に可民の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民の資格を取得しているときは、その目並びに国民健康保険の被保険者の、その者が属することとなった世帯に既に国民健康保険の被保険者

イ 国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

る場合には、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されていには、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証民健康保険の被保険者証 との者が属する世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国

号

第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等

第三十条の二~第三十条の十二(略)

第三十条の十三から第三十条の二十四まで「削除

(新設)

# (氏に変更があつた者に係る住民票の記載事項の特例)

(新設)

第三十条の十三 氏に変更があつた者に係る住民票の法第七条第十四号に 規定する政令で定める事項は、 れた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。 が次条第 とする。 (その者が過去に称していた氏であつて、その者に係る戸籍又は除か 項又は第三項の規定により住民票への記載を請求した 第六条の二に定めるもののほか、 同条において同じ。 その者 旧

(氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等)

第三十条の十四 四号) 票に旧氏の記載を求めようとするときは、 者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称 所地市町村長」という。 であることを証する戸籍謄本等(戸籍法 の他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏 住民基本台帳を備える市町村の市町村長(同項及び第四項において「住 していた旧氏に限り、 (以下この条において「旧氏記載者」という。)を除く。) は、 その他総務省令で定める書面を添付して、 その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その 第十条第 氏に変更があつた者(住民票に旧氏の記載がされている 項に規定する戸籍謄本等をいう。 住民票に旧氏の記載を求めることができる。 に提出しなければならない。 (昭和二十二年法律第二百二十 住民票に記載を求める旧氏そ その者が記録されている 第三項において同じ この場合におい 住民

2

市町村長は、

次の各号に掲げる場合において、

氏に変更があつた者に

住民票に記載をしなければならない。

氏に変更があつた者がその者の旧氏が記載された転出証明書を添え

係る住民票の記載をするときは、当該各号に定める旧氏をその者に係る

#### て転入届をした場合 当該旧氏

- の旧氏が通知されたとき 当該旧氏 届をした場合において、法第二十四条の二第四項の規定によりその者 氏に変更があつた者が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入
- 3 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住 ない。
- 4 旧氏記載者は、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏
- ついて準用する。 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前二項の請求に
- 掲げる字句とする。 上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

			ま	七	第十一条第一項 住
			まで	七条第一号から第三号	民基本台帳のうち第
二号) 第三十条の十三	十二年政令第二百九十	台帳法施行令(昭和四	項及び旧氏(住民基本	七条第一号に掲げる事	住民基本台帳のうち第

一 法 項 第	四法第	一 項 第 十	四法第十二	二法項第	法第	第三号		
一項 法第十二条の四第	四項第三号との三第	十二条の三第	士	二項第三号	法第十二条第五項	_		
四第	三第	三第	一条の二第	二第	五項	条第二項		
事項	及 び	から第三号まで	事項	及 び	事項	氏名	号から第三号まで	
項については、旧氏を事項(同号に掲げる事	又は旧氏及び名並びに	三号並びに同条第二号、第に掲げる事項及び旧氏	除く。) 事項(同号に掲げる事	又は旧氏及び名並びに	除く。) 項については、旧氏を 事項(同号に掲げる事	氏名又は旧氏及び名	第三号 民並びに同条第二号、 氏並びに同条第二号、	に規定する旧氏をいう の以下この章及び第三 一条の六第一項におい で同じ。) 並びに第七

三号		
並びに同条第二号、第		号
に掲げる事項及び旧氏	から第三号まで	第三十条の五第三
第五号まで		三
並びに同条第二号から		及び第二十四条の
に掲げる事項及び旧氏	から第五号まで	第二十三条第二項
号、第二号		
)並びに法第七条第二		
第三号において同じ。		
四章及び第三十条の五		
定する旧氏をいう。第		
(第三十条の十三に規		項
に掲げる事項及び旧氏	から第三号まで	第十五条の三第二
三号		
並びに同条第二号、第		一項
に掲げる事項及び旧氏	から第三号まで	法第三十条の六第
除く。)		

第七章 外国人住民に関する特例

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

とする。 政令で定める事項は、第六条の二に定めるもののほか、次に掲げる事項第三十条の十五 外国人住民に係る住民票の法第七条第十四号に規定する

#### 一 (略)

二 第三十条の十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事項

### 第四章の三 外国人住民に関する特例

次条第一項に規定する通称

二 第三十条の二十七第一項に規定する通称の記載及び削除に関する事

### (外国人住民の通称の住民票への記載等)

- 係る住民票に通称として記載をしなければならない。 公証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民にいて、同項に規定する当該呼称を住民票に記載をすることが居住関係の2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合にお
- 住民票に記載をしなければならない。
  票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る
  3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民
- て転入届をした場合 当該通称 外国人住民が当該外国人住民の通称が記載された転出証明書を添え
- の通称が通知されたとき 当該通称 場合において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした
- 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称

4

### (外国人住民の通称の住民票への記載等)

三十条の二十六 外国人住民は、住民票に通称(氏名以外の呼称であつばならない。 外国人住民は、住民票に通称(氏名以外の呼称であつことが必要であることを証するに足りる資料を提示しなけれるまで、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住で、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住に大会ない。

- る住民票に通称として記載しなければならない。 証のために必要であると認められるときは、これを当該外国人住民に係いて、同項に規定する当該呼称を住民票に記載することが居住関係の公2 住所地市町村長は、前項の規定による申出書の提出があつた場合にお
- 住民票に記載しなければならない。票の記載をするときは、当該各号に定める通称を当該外国人住民に係る3 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民
- 記載された通称 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に
- 場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした
- 4 外国人住民は、当該外国人住民に係る住民票に当該外国人住民の通称

住所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。事項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、きは、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定めるの記載がされている場合において、当該通称の削除を求めようとすると

6 (略)

る

の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。びこの政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表7 外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合における法及

 法第十一条第一項
 住民基本台帳のうち第
 住民基本台帳のうち第
 住民基本台帳のうち第

 七条第一号から第三号
 七条第一号に掲げる事項及び通称(住民基本台帳のうち第二百九十二号)第三十条の十六二号。第三十条の十六四十二号。第三十条の十六十二号。

所地市町村長は、当該通称を削除しなければならない。
項を記載した申出書を提出しなければならない。この場合において、住は、住所地市町村長に、その削除を求める旨その他総務省令で定める事が記載されている場合において、当該通称の削除を求めようとするとき

- と認めるときは、その通知に代えて、その旨を公示することができる。の住所及び居所が明らかでないときその他通知をすることが困難であるしなければならない。この場合において、通知を受けるべき外国人住民に通知該通称を削除するとともに、その旨を当該削除に係る外国人住民に通知が居住関係の公証のために必要であると認められなくなつたときは、当が記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが記載されている場合において、当該通称を住民票に記載しておくことが記載されている場合において、当該通称を住民票に当該外国人住民の通称
- ついて準用する。
  6 法第二十七条第二項及び第三項の規定は、第一項及び第四項の申出
- のとする。 や欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも、 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるも、 この政令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及び 外国人住民に係る住民票に通称が記載されている場合における法及び

							\
							法第十一条第一項
							項
					まで	七条第一号から第三号	住民基本台帳のうち第
一称をいう。以下同じ。	六第一項に規定する通	二号)第三十条の二十	十二年政令第二百九十	台帳法施行令(昭和四	項及び通称(住民基本	七条第一号に掲げる事	住民基本台帳のうち第

る法第十二条の三み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	第四項	る法第十二条の二	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	二項第三号	法第十二条の二第	項	る法第十二条第五	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	第三号	法第十二条第二項								
		から第三号まで					第十四号に掲げる事項		氏名					までに掲げる事項		氏名			号から第三号まで	事項のうち第七条第一				
	、同条第二号、第三号	に掲げる事項及び通称		°)	ついては、通称を除く	(同号に掲げる事項に	第十四号に掲げる事項		氏名又は通称			ては、通称を除く。)	号に掲げる事項につい	までに掲げる事項(同		氏名又は通称	第三号	称並びに同条第二号、	号に掲げる事項及び通	事項のうち第七条第一	号	に第七条第二号、第三	において同じ。) 並び	び第三十条の六第一項
る法第十二条の三み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	第四項	る法第十二条の二	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	二項第三号	法第十二条の二第	項	る法第十二条第五	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	第三号	法第十二条第二項								
	号まで	第七条第一号から第三					第十四号に掲げる事項		氏名				事項	第十四号までに掲げる		氏名			号から第三号まで	事項のうち第七条第一				
二号、第三号	事項及び通称、同条第	第七条第一号に掲げる		° )	ついては、通称を除く	(同号に掲げる事項に	第十四号に掲げる事項		氏名又は通称		除く。)	項については、通称を	事項(同号に掲げる事	第十四号までに掲げる		氏名又は通称	第三号	称並びに同条第二号、	号に掲げる事項及び通	事項のうち第七条第一			、第三号	)並びに第七条第二号

第二十三条第二項の規定により読みの規定により読み		項	第十五条の三第二	替えて適用される	の規定により読み	第三十条の二十一					一項	法第三十条の六第	第一項	る法第十二条の四	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	四項第三号	法第十二条の三第	第一項
から第四号まで						から第三号まで						から第三号まで					事項		氏名	
号まで、同条第二号から第四に掲げる事項及び通称	第三	司じ。)、去第七条第  条の五第三号において	う。第四章及び第三十	項に規定する通称をい	(第三十条の十六第一	に掲げる事項及び通称				二号	並びに同条第二号、第	に掲げる事項及び通称			除く。)	項については、通称を	事項(同号に掲げる事		氏名又は通称	
第二十三条第二項の規定により読みの規定により読み		項	第十五条の三第二	替えて適用される	の規定により読み	第三十条の三十一					可項	法第三十条の六第	第一項	る法第十二条の四	み替えて適用され	一の規定により読	法第三十条の五十	四項第三号	法第十二条の三第	第一項
等七条第一号から第四					号まで	第七条第一号から第三		まで	同条第一号から第三号		号まで	第七条第一号から第三					第十四号に掲げる事項		氏名	
二号から第四号まで事項及び通称、同条第第七条第一号に掲げる	第三号	二まで こおいて 司じ。 下この 章から 第四章の	定する通称をいう。	条の二十六第一項に規	事項及び通称(第三十	第七条第一号に掲げる	第二号、第三号	項及び通称並びに同条	同条第一号に掲げる事	条第二号、第三号	事項及び通称並びに同	第七条第一号に掲げる		°)	ついては、通称を除く	(同号に掲げる事項に	第十四号に掲げる事項		氏名又は通称	

及び第二十四条の		
111		
第三十条の二十一	から第三号まで	に掲げる事項及び通称
の規定により読み		並びに同条第二号、第
替えて適用される		三号
第三十条の五第三		
号		

る事項」という。)を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければ号に定める事項(次項及び第三項において「通称の記載及び削除に関す第三十条の十七」住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該各(外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項の住民票への記載等)

あつては、区名。次号において同じ。)及び年月日定による場合を除く。) 当該通称の記載をした市町村名(特別区に一 外国人住民に係る住民票に通称の記載をした場合(前条第三項の規

ならない。

- 当該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日二 外国人住民に係る住民票に記載がされている通称を削除した場合
- 事項を当該外国人住民に係る住民票に記載をしなければならない。 票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する2 市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民
- び削除に関する事項記載された転出証明書を添えて転入届をした場合。当該通称の記載及一。外国人住民が当該外国人住民の通称の記載及び削除に関する事項が
- 場合において、法第二十四条の二第四項の規定により当該外国人住民二 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした

		号
		第三十条の五第三
条第二号、第三号		替えて適用される
事項及び通称並びに同	号まで	の規定により読み
第七条第一号に掲げる	第七条第一号から第三	第三十条の三十一
		111
		及び第二十四条の

事項」という。)を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければなら各号に定める事項(以下この条において「通称の記載及び削除に関する第三十条の二十七 住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該第三十条の二十七 住所地市町村長は、次の各号に掲げる場合には、当該

- ては、区名。次号において同じ。)及び年月日による場合を除く。) 当該通称を記載した市町村名(特別区にあつ一)外国人住民に係る住民票に通称を記載した場合(前条第三項の規定
- 該通称並びに当該通称を削除した市町村名及び年月日 外国人住民に係る住民票に記載されている通称を削除した場合 当
- 事項を当該外国人住民に係る住民票に記載しなければならない。票の記載をするときは、当該各号に定める通称の記載及び削除に関する一市町村長は、次の各号に掲げる場合において、外国人住民に係る住民

- 記載された通称の記載及び削除に関する事項 外国人住民が転出証明書を添えて転入届をした場合 転出証明書に
- 場合 法第二十四条の二第四項の規定により通知された通称の記載及一 外国人住民が最初の転入届又は最初の世帯員に関する転入届をした

載及び削除に関する事項の通称の記載及び削除に関する事項が通知されたとき 当該通称の記

3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項の記載が 3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項の記載が削除 とあるのは「、同条の表の下欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項(第三十条の十一年。 第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定の適用については、第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項及び第二十四条の三の規定の適用については、 第三十条の二十一の規定により読み替えて適用される第二十四条の三中「並びに同条の表の下欄に掲げる事項がとあるのは「、同条の表の下欄に掲げる事項がとあるのは「、同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは「、同条の表の下欄に掲げる事項が関策に関する事項の記載が 3 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項の記載が 3

(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合)

第三十条の十八 (略)

第三十条の十九

略

#### び削除に関する事項

十七第一 四条の三において同じ。)」と、第三十条の三十一の規定により読み替 欄に掲げる事項並びに通称の記載及び削除に関する事項 びに同条の表の下欄に掲げる事項」とあるのは る事項」とあるのは えて適用される第二十四条の三中 十一の規定により読み替えて適用される第二十三条第二項中 れている場合におけるこの政令の規定の適用については、第三十条の三 記載及び削除に関する事項」 外国人住民に係る住民票に通称の記載及び削除に関する事項が記載さ 項に規定する通称の記載及び削除に関する事項をいう。 「国籍等、 ーとする。 同条の表の下欄に掲げる事項並びに通 「国籍等並びに同条の表の下欄に掲げ 「国籍等、 (第三十条の二 同条の表の下 国籍等

場合は、次に掲げる場合とする。第三十条の二十八 法第三十条の四十八ただし書に規定する政令で定める(外国人住民の世帯主との続柄の変更の届出を要しない場合)

籍に関する届書、申請書その他の書類が市町村長に受理されている場二 世帯主でない外国人住民とその世帯主との親族関係の変更に係る戸る。次号及び次条において同じ。)との親族関係に変更がない場合 世帯主でない外国人住民とその世帯主(外国人住民であるものに限

場合は、次に掲げる場合とする。二十条の二十九 法第三十条の四十九ただし書に規定する政令で定める(外国人住民の世帯主との続柄を証する文書の提出を要しない場合)

(略)   (略)   (略)   (略)   (略)   (外国人住民についての適用の特例)   (外国人住民についての適用の特例)	第三十条の二十(略) 官からの通知の方法) (外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長	
第十二条第二項第   受理し、若しくは職権   受理したとき、又は法   下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。	一 世帯主でない外国人住民とその世帯主との間に親族関係がない場合 世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転出届に併せて転出届をした場合において、当該世帯主でない外国人住民が当該世帯主に関する転入届に併せて転出関する転入届に併せて転入届をする場合に限る。)。   世帯主でない外国人住民がその世帯主に関する転居届に併せて転入届又は属する他の外国人住民が関する転入届又は転居届をする場合(当該世帯主が世帯主となる場合に限る。)   その他総務省令で定める場合において、世帯主でない外国人住民がその世帯に属する他の外国人住民がその世帯主となる場合に限る。)   その世帯主との親族関係を確認することができると市町村長が認めるとき。

	(略)					(略)										(略)				(略)			
	(略)					(略)										(略)				(略)			
	(略)					(略)										(略)				(略)			
— 专	第十五条の三第一	項第四号				第十五条の三第二	項									第二十二条				第二十三条第二項	及び第二十四条の	=:	
法第九条第二項記録をしたとき、又は	第一 │ 又は第十三号					第二│及び第六号から第八号	までに掲げる事項(同	条第四号、第八号の二	又は第十三号							及び戸籍の表示				項   第五号まで、第八号の	衆の   二及び第十三号		
法第三十条の五十	若しくは第十三号に掲	げる事項、法第三十条	の四十五に規定する国	籍等又は同条の表の下	欄	、第七号及び第八号に	掲げる事項並びに法第	三十条の四十五に規定	する外国人住民となつ	た年月日(法第七条第	四号、第八号の二若し	くは第十三号に掲げる	事項、法第三十条の四	十五に規定する国籍等	又は同条の表の下欄	、法第三十条の四十五	に規定する国籍等及び	同条の表の下欄に掲げ	る事項	第四号まで、第八号の	二及び第十三号に掲げ	る事項、法第三十条の	四十五に規定する国籍

	2					ı	
(略)	る字句とする。 に掲げる規定中同表 指定都市について	(指定都市の区及び総合区条第一項及び第二項、第二十三条 指定都市におい 条第一項及び第二項、第二 、第三十条の十四第二項、第二 項、第三十条の十四第二項、第二 項、第三十条の十四第二項、第二 項、第三十条の十四第二項、第二 項、第三十条の十八、第二 項がびに附則第三条、第四 定は、それぞれその市の区	第八章 雑則	(略)	(略)	(略)	
(略)	の中欄に掲げる字句は、この政令の規定を適用す	は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総計定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)		(略)	(略)	(略)	
(略)	る字句とする。	。 定は、それぞれその市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する 東立びに附則第三条、第五条及び第六条の規定中市又は市長に関する規 原二十条の十四第二項、第三十条の十六第三項、第三十条の十七第二 項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第三項、第三十条の二、第三十条の四 、第三十条の十八、第三十条の十九並びに第三十四条第一項及び第二 項、第三十条の十八、第三十条の十九並びに第三十条の二、第三十条の四 、第三十条の十八、第三十条の十九並びに第三十条の二、第三十条の四 (指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)		(略)	(略)	(略)	
	2 るに			口、学	号 第	号 第	
第十三条第三項	る字句に読み替えるものとする。に掲げる規定中同表の中欄に掲げれまった。	(指定都市の区及び総合区又は区第三十二条 指定都市において条第一項及び第二項、第二十八第三項、第三十条の二十九第三項、第三十条の二十九並びに八、第三十条の二十九並びに一人、第三十条の二十九並びに一人。	第五章 雑則	号から第五号まで	号第二十条の五第二	号第三十条の五第一	
市町村長	る字句に読み替えるものとする。に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、指定都市についてこの政令の規定を適用す	その市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。 三十二条 指定都市においては、第六条の二十七第二項、第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十六第三項、第十四条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十六条から第十二条 指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)		行つた旨	住民票の消除を行つた	旨とこれを行つた	
。以下同じ。) 区長(総合区長を含む	読み替えるものとする。	<ul><li>(指定都市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。</li><li>(指定都市の区及び総合区又は区長及び総合区長に適用する。</li><li>(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)</li></ul>		外国人住民に係る住民	票の消除を行つた旨外国人住民に係る住民	票の記載を行つた旨外国人住民に係る住民	標準びに同条の表の下

籍法 (昭和二	い者とする。	第二百二十四号)の適用を受けない者とする。 法第三十九条に規定する政令で定める者は、戸籍法しない者)	十二年法律第二百二-第三十三条 法第三十-条 法第三十-	る者は、戸籍法の適用を	者とする。 法第三十九条に規定する政令で定める者は、 用しない者)	第三十三条 法第三十 <del>4</del> (法を適用しない者)
			第一項第二号			一項第二号
並びに	市名及び区名並びに	市町村名及び	第三十条の二十七	(略)	(略)	第三十条の十七第
がに	て同じ。)並びに	おいて同じ。)及び				
発におい	名を含む。次号におい	つては、区名。次号に	第一項第一号			一項第一号
1(総合区	市名及び区名(総合区	市町村名(特別区にあ	第三十条の二十七	(略)	(略)	第三十条の十七第
[長)	を作成した区長)			長)	Ĭi	
当該住民基本台帳	は、当該住民			基本台帳を作成した区	#*	の十六第一項
にあって	長(指定都市にあつて	長	第一項	にあつては、当該住民	1-	一項及び第三十条
の市町村	備える市町村の市町村	備える市町村の市町村	第三十条の二十六	の市町村長(指定都市	の市町村長	第三十条の十四第
	県知事に					
、都道府	長を経由して、					
る市の市	む。)の属する市の市					
合区を含	、当該区(総合区を含	都道府県知事に		(略)	(略)	

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号)【第二条関係】

(傍線部分は改正部分)

第三十二条 (略) (指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)	第三章 雑則	附則	第三章 雑則 (第三十一条—第三十五条)	第二章 認証業務情報等の保護(第二十六条—第三十条)	情報等の提供(第二十四条・第二十五条)	第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効	第一款 利用者証明用電子証明書(第十七条—第二十三条)	第二節 利用者証明認証業務	供(第八条—第十六条)	第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提	第一款 署名用電子証明書 (第一条—第七条)	第一節 署名認証業務	第一章 認証業務	目次	改正案
成した区長又は総合区長(次項及び第二十九条第二項において「住所市町村長(」とあるのは「その者が記録されている住民基本台帳を作十九条第二項の規定の適用については、第二十六条第二項中「住所地第三十二条 指定都市における第二十六条第二項及び第三項並びに第二(指定都市の区及び総合区に対するこの政令の適用)	第三章 雑則	附則	第三章 雑則(第三十一条—第三十四条)	第二章 認証業務情報等の保護(第二十六条—第三十条)	情報等の提供(第二十四条・第二十五条)	第二款 利用者証明検証者に対する利用者証明用電子証明書失効	第一款 利用者証明用電子証明書 (第十七条—第二十三条)	第二節 利用者証明認証業務	供(第八条—第十六条)	第二款 署名検証者等に対する署名用電子証明書失効情報等の提	第一款 署名用電子証明書 (第一条—第七条)	第一節 署名認証業務	第一章 認証業務	目次	現

### (旧氏記載者に関する法の規定の特例)

第三十三条 旧氏 項におい とあるの 法第三条第三 二十条の十三に規定する旧氏をいう。 第七条、 第三十条の十 (住民基本台帳法施行令 は て同じ。 第十二条及び第二十二条第二項の規定の適用については、 + 住民基本台帳法施行令 「に掲げる事項及び旧氏並びに同条第二号、 一項中 一条第 四第 並びに同法第七条第二号、 から第三号まで」とあるのは 号及び第一 項に規定する旧氏記載者に係る法第三条第1 (昭和四十二年政令第1 十 (昭和四十) 一条第一 以下この款及び第二十二条第二 項 一年政令第 第 中 「に掲げる事項及び 号 「から 一百九十二号) と 第三号」とす 第 一百九十二号 一号まで」 法第七条 項

(外国人住民の通称に関する法の規定の特例)

第三十四条 用については、 掲げる事項及び通称 法第三条第二項、 第三十条の十六第 の四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳法施行令 款及び第二十二条第二項において同じ。 九十二号) 住民基本台帳法 第三十条の 法第三条第二項中 第七条、 一項に規定する通称が記載されている場合における (住民基本台帳法施行令 六第 第十二条及び第二十二条第二項の規定の適 (昭和四十二年法律第八十一号) 第三十条 項に規定する通称をいう。以下この 「から第三号まで」とあるのは )並びに同法第七条第二号、 (昭和四十二年政令第二

住所地市町村長」とする。第二十九条第二項中「住所地市町村長」とあるのは「住所地区長及び地市町村長を」とあるのは「住所地区長及び住所地市町村長を」と、地区長」という。)及び住所地市町村長(」と、同条第三項中「住所地区長」という。)及び住所地市町村長(」と、同条第三項中「住所

(新設)

## (外国人住民の通称に関する法の規定の特例)

第三十三条 条第一 年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一 法第三条第二項中「第七条第一号から第三号まで」とあるのは する通称が記載されている場合における法第三条第二項、  $\mathcal{O}$ (昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の二十六第一 四十五に規定する外国人住民に係る住民票に住民基本台帳 第十二条第一号及び第二十二条第二項の規定の適用については、 号に掲げる事項及び通称 住民基本台帳法 (昭和四十二年法律第八十一号) (住民基本台帳法施行令 項に規定する通称を 昭 第七条第三 項に規定 第三十条 和四十一 法施行令 「第七

第二号、第三号」とする。 中「から第三号まで」とあるのは「に掲げる事項及び通称並びに同条 第三号」と、法第七条第三号、第十二条第一号及び第二十二条第二項

第三十五条 (略) (総務省令への委任)

条 三号、第十二条第一号及び第二十二条第二項中「第七条第一号から第項 う。以下同じ。)並びに同法第七条第二号、第三号」と、法第七条第

め必要な手続その他の事項は、総務省令で定める。第三十四条 この政令で定めるもののほか、法及びこの政令の実施のた

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成二十六年政令第百五十五号)【第三条関係】 (傍線部分は改正部分)

規定する通称が記載されているときは、当該通称 三 本人に係る住民票に住民基本台帳法施行令第三十条の十六第一項に、当該旧氏		次に掲げる事項とする。	改正案
(新設)	(新設) (新設) (新設)	(個人番号カードの記載事項) (個人番号カードの記載事項)	現

					~七 (略) 一 一	O	び	と		う う		(略)	修正に係るものに限る。)とする。 のの	あっては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載   に	十条の五十の規定による通知があったことを除き、記載の修正の事由   十	て適用される同令第十二条第二項に定める事由(住民基本台帳法第三   て	第一項及び第三項並びに同令第三十条の二十一の規定により読み替え   第	施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第十一条並びに第十二条   施	第八条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法 第八条	、法第六十一条の八の二の政令で定める事由等) (	改正案
住者をいう。以下同じ。)、一時庇護許可者(法第十八条の二第一	成三年法律第七十一号。以下「特例法」という。)に定める特別永	基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平	外国人住民が中長期在留者、特別永住者(日本国との平和条約に	条第五号ロに規定する地域及び住所	外国人住民の氏名、生年月日、性別、国籍の属する国又は法第二	のとする。	び当該記載等に係る第五号から第八号までに掲げる事項を通知するも	ときは、当該外国人住民に係る第一号から第四号までに掲げる事項及	「記載等」という。)をしたことを出入国在留管理庁長官に通知する	う。)に係る住民票について、その記載、消除又は記載の修正(以下	法第三十条の四十五に規定する外国人住民(以下「外国人住民」とい	市町村の長は、法第六十一条の八の二の規定により、住民基本台帳	の修正に係るものに限る。)とする。	にあっては、次項第一号から第四号までに掲げる事項についての記載	十条の五十の規定による通知があったことを除き、記載の修正の事由	て適用される同令第十二条第二項に定める事由(住民基本台帳法第三	第一項及び第三項並びに同令第三十条の三十一の規定により読み替え	施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第十一条並びに第十二条	条 法第六十一条の八の二の政令で定める事由は、住民基本台帳法	法第六十一条の八の二の政令で定める事由等)	現 行

ス、当該イからニまでに定める年月日 大のイからニまでに掲げる場合には、当該記載等をした年月日に代 規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。ただし、 二項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの 三十条の二十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第 全、当該イからニまでに定める年月日

るものをいう。)のいずれであるかの別あって、法第二十二条の二第一項の規定により在留することができいて出生した日本の国籍を有しない者又は日本の国籍を失った者での四第一項の許可を受けた者をいう。)又は経過滞在者(国内にお項の許可を受けた者をいう。)、仮滞在許可者(法第六十一条の二

の在留カードの番号
三 外国人住民が中長期在留者である場合における当該中長期在留者

例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書の番号四、外国人住民が特別永住者である場合における当該特別永住者の特

五 記載、消除又は記載の修正の別

る当該記載の修正前に記載されていた住所ものであるかの別及び住所についての記載の修正をした場合におけをした場合における当該記載の修正がこれらの事項のいずれに係るハ 第一号から第四号までに掲げる事項のいずれかに係る記載の修正

え、 規定によるものであること及び当該記載等をした年月日。 次のイからニまでに掲げる場合には、 三十条の三十一の規定により読み替えて適用される同令第十二条第 定による届出に基づき消除をした場合における転出の予定年月日 ものであるかの別及び当該届出の年月日並びに同法第二十四条の 合における当該記載等がこれらの規定のいずれによる届出に基づく 二十二条から第二十四条まで、第三十条の四十六又は第三十条の四 十七のいずれかの規定による届出に基づく住民票の記載等をした場 住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項又は同令第 一項の規定により記載等をした場合における当該記載等がこれらの 住民基本台帳法施行令第十一条の規定により、 当該イからニまでに定める年月日 当該記載等をした年月日に代 住民基本台帳法第 ただし、 規

3

(略)

くは日本の国籍の喪失があったため記載をした場合又は死亡若し くは日本の国籍の取得があったため消除をした場合 当該事由の 出生 (出生によって日本の国籍を取得したときを除く。 ) 若し

イ〜ニ

略

発生年月日

よる失踪の宣告の裁判の確定があったため消除をした場合 に規定する期間が経過した年月日 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条第一項の規定に 同項

ったため消除をした場合 民法第三十条第二項の規定による失踪の宣告の裁判の確定が 同項に規定する危難が去った年月日 あ

用させる電子計算機(入出力装置を含む。)から電気通信回線を通じ 他の総務省令・法務省令で定める方法により行うものとする。 て出入国在留管理庁長官の使用に係る電子計算機に送信する方法その 前項の規定による通知は、 て準用する同法第六十三条第一項の規定による届出の年月日 失踪の宣告の取消しの裁判の確定があったため記載をした場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第九十四条におい 出入国在留管理庁長官が市町村の長に使